

令和6年高島市農業委員会第3回総会議事録

- 1 開催日時 令和6年3月8日（金）
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所 高島市役所 新館3階 会議室 11・12
- 3 出席委員（17人）

会長	6番 中田正敏
副会長	10番 地村満信
	2番 青谷喜代一（議事録署名委員）
	3番 橋本久義
	4番 高木敏一
	5番 采野 哲
	7番 前川幸雄
	8番 古谷久栄
	9番 上原満枝
	11番 中川幸雄
	13番 岸田忠則
	14番 山田善嗣
	15番 浅井嘉己
	16番 古田卓見
	17番 清水 巧
	18番 足立 功
	19番 石津紘子（議事録署名委員）
- 4 欠席委員（1人） 1番 田中孝敏
- 5 遅参した委員 なし
- 6 傍聴人の数 1人
- 7 次第
 1. 開会
 2. 高島市農業委員憲章唱和
 3. 会長挨拶
 4. 議事日程

第 1	議事録署名委員の指名
第 2	報告事項
第 1	令和5年度滋賀県都市農業委員会連絡協議会第3回会長会について
第 2	令和5年度地域計画における「協議の場」の結果報告について
第 3	報告第5号 農地の転用事実に関する照会について

(1) 令和6年第4回総会について

・ 日 時 令和6年4月10日（金） 午後1時30分

・場 所 高島市役所新館 3階 会議室10・11・12

農林水産部農業政策課 主任 大辻 可奈子
主事 南村 悠斗

農業委員会事務局	局長心得	水口	善広
	局次長	伊庭	久美
	参事	青谷	和夫
	参事	前河	康史

10 会議の概要 次のとおり

事務局	お忙しい中、お集まりいただき有難うございます。定刻になりましたので、ただ今より令和6年第3回高島市農業委員会総会を開会します。 本日は、17名の委員にご出席を賜っております。在任委員の過半数以上でありますことから、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして本総会が成立いたしますことをまずもってご報告をさせていただきます。欠席の委員は1番田中委員でございます。本日の案件ですが、報告事項が2件、報告案件が12件、農地法に基づく許可等案件といたしまして、第3条案件が20件、第4条案件が1件、第5条案件が3件でございます。市長部局からの案件として、高島市農用地利用集積の案件が53件、農用地利用集積等促進計画の案件が68件、農業経営改善計画の認定案件が3件でございます。以上162件につきましてご審議いただくことになっておりますのでよろしくお願いをいたします。 次に、議事参与の制限についてお願いいたします。本日、審議いただきます議事日程第8、議案第18号「農用地利用集積等促進計画の作成について」は、[REDACTED]番[REDACTED]および[REDACTED]番[REDACTED]に退席を求め、他の案件と切
-----	--

	り離して審議・採決をいただくことになりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。 そしてみなさまのお手元に、「令和6年第3回高島市農業委員会総会参考資料」をお配りさせていただきますのと、本日の資料に差し替えがございましたのでさしかえ分として、報告事項が1件追加になりました。これにつきましては地域計画の報告を追加させていただきましたので、さしかえをお願いいたしますのと、議案書8ページ9ページのさしかえ分といたしまして、農地法第3条、議案書8ページの番号13の案件につきましては、譲渡人が、総会前にお亡くなりになりましたことから今回の案件から削除いたしまして差し替え分を配付させていただいております。「報告・議事案件資料集差し替え後」につきましては、案件削除後の番号のずれを修正しております。本日はこちらの資料によりご説明申し上げます。令和6年3月8日付けの文書「農業委員の募集について」お配りをさせていただきました。以上、5点でございます、ご確認をお願いいたします。よろしいでしょうか。
事務局	それでは続きまして、高島市農業委員会憲章の唱和をお願いしたいと思います。それでは、地村副会長よろしくをお願いいたします。
副会長	それでは、ご起立をお願いできますか。総会資料の裏側に憲章が載っておりますのでご覧になってください。それでは参ります。 (唱 和)
事務局	それでは、中田会長よりごあいさつをいただきます。ごあいさつの後につきましては、総会の議事進行は、高島市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、会長をお願いいたします。
会長	《会 長 挨 拶》
会長	それでは、本日の議事日程に従いまして会議を進めます。日程第1「議事録署名委員の指名」につきましては、私の方から指名をさせていただきます。本日の総会の議事録署名委員には、19番石津委員、2番青谷委員ご両名をお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。
会長	次に、日程第2「報告事項」を議題といたします。第1「令和5年度滋

	賀県都市農業委員会連絡協議会第3回会長会について」でございますが、このことにつきまして、事務局と一緒に出席させていただきましたので、私の方からご報告をさせていただきます。令和5年度第3回滋賀県都市農業委員会連絡協議会会長会につきましては、2月15日に米原市の市役所で開催をさせていただきました。協議事項につきましては6年度滋賀県都市農業委員会連絡協議会の役員の選任でございます。そしてまた5年度の事業の振り返りと6年度の事業について、それと合わせまして県農業会議の指導連絡事項というふうなことで、会を進めさせていただきました。次の会長、役員でございますけれども、会長につきましては米原市農業委員会の大谷会長、副会長は湖南市農業委員会の上田会長、そして監事が大津市農業委員会の安井会長、それからもう一人の監事が彦根市農業委員会の田中会長でございます。事務局につきましては米原市農業委員会の事務局が担うというふうなことで、この3月をもちまして高島市が担っております会長または事務局につきましては、米原市の方へ移行をさせていただくということでございます。内容等につきましては以上でございます。何かこのことにつきまして、ご質問とかご意見ございましたらご発言いただきたいと思いますが、何かございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	よろしいですか。それではご意見ないようですので、続いて、第2「令和5年度地域計画における「協議の場」の結果報告について」事務局より報告をお願いします。
事務局	3月5日(火)に「第2回協議の場」が開催されまして、マキノ地域の計画7件、今津地域の計画3件、安曇川地域の計画1件、新旭地域の計画1件について協議されました。農業委員会からは第2回総会で皆様にご了承いただきましたとおり、担当地区委員長が出席されましたので、それぞれご報告をお願いいたします。
高木委員	4番高木です。私マキノの担当としてこの会議に出席させていただきました。各団体および各集落の人が参加されまして、本案件に対しましてはマキノが結構あったため、いろんなことがちょっと気になりましたけど、どうしてもやっぱり全体的に考えると高年齢化になって、次の後継者のまた作っていく計画に対して、なかなか難しい局面に達しているなあということを感じました。

前川委員	7番前川でございます。私につきましては、今津地域から3地域ということで、酒波地域、棕川地域、そして大供というところから地域計画がでてまいりました。これを見ていると現況と将来あるべき姿、10年後の地図に落としてある中ではございました。その中で棕川とか大供につきましては、■■■■■という法人の方にすべてなっていくような形がございました、ということと、棕川につきましては■■■■■というところが担うということになっていますけれども、それも高齢化等もありましたので、少し不安な部分があるんですけど、確認をさせていただいたところでございます。
地村委員	10番地村です。私は安曇川の担当ということでよせてもらいました。上安曇地区ほ場整備事業のことでございますが、私も地権者でございますので、地権者説明会にも何回も出席しておりまして、そのことについても少し報告したいと思います。こちらはですね、受益面積全体で186ヘクタールでございます。昨年の11月17日に改正されて、いわゆる人・農地プランが改正後のできあがったわけではありますが、このまま地域計画へ移行していくということになります。この事業、担い手となる中心経営体、9人プラス2団体が10年後ということで、こういう方々で農地を利用集積ということに今計画されています。事業完了予定年度は令和20年度になっております。あと14年から15年ほどかかるんですけども、当日私も意見として、遅れている原因として埋蔵文化財調査が予備調査と本調査というのがあるんですね。これによって、スムーズにやってくれはったらいんやけども、非常に遅いと僕は思っています。県の方に要望しておきました。早くしてくださいということを県の方、出席されてましたんでお願いはしておきました。以上でございます。
足立委員	新旭地区は1地区だけが計画出ております。大規模農家さんと■■■■■さんの方で二分化していくような流れになっております。高齢化のために一部個人農家さん、小規模農家さんがおられるんですが、その方々もいずれは■■■■■の方をお願いするような形で計画を立てておられます。以上です。
会長	ありがとうございました。それぞれの委員長の皆さま方には大変ご苦労様でございました。これからそれぞれの案件がまだまだ進んでいくと思いますので、お立場の中でしっかりとサポートをいただきますことを併せて

采野委員	お願いを申し上げたいと思います。それでは本件につきまして、何かご意見とかご質問ございましたらご発言ください。はい、采野委員。 5番采野です。先ほどの地域計画の協議の場について、何件かこういつて協議をされたということなんですけど、今後この協議の場を経てどういうふうに具体的に進んでいくのか、ここの協議の場までいった地域計画が、今後どういうふうに動くのかということと、今もちょっと何件かの集落と一緒に地域計画を作っているんですけど、今回この協議の場に出てきた地域計画の10年後の地図に記載されている耕作者とか、そのあたりの実際例えば賃借権なり何かで異動していくんやと思いますけれども、どのぐらいの合意が本当に得れるのか、参考程度に得ているのか、何か書面なのか口頭なのか、なんかちょっとそのあたりを教えていただけたらいいんですけど。
会長	まず地域の中をどうするかを事務局から説明していただいて、その次にそれぞれの協議の場の中で出てきたご意見、それからまた地図にどう落とし込んでいくのかというところやと思うんですけども。その辺について、地域の中でご意見等がありましたら、一例二例でも結構ですので、それぞれかいつまんでご発言いただきたいと思います。まず事務局から。
事務局	今の采野委員のご発言についてお答えさせていただきます。地域計画は今年度からスタートしまして最終協議の場というところで、それぞれ関係機関の方のご意見いただいて最終ここで公表、決定というところになるんですけども、今後の流れにつきましては、その地域計画の策定の公告を二週間縦覧しましてそれをもって完成というか、完了というか、その地域計画が策定されましたよというところに最終なるのかなというところであるんですけども。それぞれの、今回でしたら、それぞれの地域、マキノ、今津、新旭、安曇川で12地域が協議の場に諮られまして、それぞれ策定されたというところで、今言いましたように最終公告して完成という流れなのかなというところであります。
地村委員	私も出席しましたんで、詳しいことは担当の農業政策課の方やと思うんですけども。やはり僕思ったのは、それぞれ集落の代表の方、組合長さんですかね、非常に積極的な方でした。はじめこの概要の説明をされてね、いわゆる提出されて農業政策課の方でまとめられた様式でね、こうこ

	うこうです、こうですと、きちんと整理されてました。従ってほぼ完成して出されて農業政策課で受理されたという部分が、今回僕初めてよせてもらって感じましたですね。これから各集落で協議されてまとめられて、市役所へ出されて、僕らが代表でよせてもらって意見を言うんかなというような感じですね、と思いましたけどね。詳しいことはもうひとつね、僕らも急に言われたもんでね。そういう行かんなんということは知ってましたんやけども、一応あくまでも主催者じゃなくて、オブザーバーというか相談役という形でよせてもらってるんかなと思いますし、今後各集落で農業委員来ておくれやということで話し合いが行われることになったら、よせてもらってせんなんと思ってますけども。
采野委員	地域から計画が当然出てくるんかと思うんですけど、僕の認識が間違っていたら申し訳ないんですけど、どこかでまた担い手の意向をそこに反映されているかどうか確認するという作業があったと思うんですけど。それはその協議の場に出てくる時点で、それは終わっているという認識なんですか。
地村委員	と、思いますね。もう整理されてましたんで。いわゆる申請書類がきちんと整理されて、農業政策課で書類が出来上がってましたんで。それはできていると思うんですけども、僕個人としてはやはりその集落で担い手さん同士がね、先に集まって、いわゆるどのへんをやりましょうかという話し合いを、もちろん一番はじめはアンケートですけどね、担い手さん同士が各集落でその担い手さんが集まって受け持ち地域を決められて、そしていわゆる地権者の方に合意を得てですね、申請書をまとめられて市役所へ提出するという流れやと思うんです。そのまとめられた中で市役所で市内の分のこういう協議の場に出されるんかなと思いましたんやけどね。流れとしては。
会長	基本的には、農業委員または最適化推進委員さんにつきましては、それぞれの地域の中でプランをつくる段階でオブザーバー、またはリーダー的な役割を果たしてくださいという仕事があります。それで地域の中で当然、担い手さんも含めてこの計画について合意に達したらそれを市農業政策課の方が書類的にまとめる、それをまとめたものについて再度、関係機関の一人としてそれぞれのブロックごとに、地区ごとに農業委員が出ていくというふうなことでやらせていただいているということで、蛇足ですけども、先の実質化した人・農地プランの作成につきましては、当農業委員

会から代表の方3名が選出していただきまして、その方にご参加をいただいて高島全体の実質化した人・農地プランについて、それぞれ意見、発言をされるというふうな場がありました。それが今回は各地区ごとに分かれて、その選出された農業委員さんがその地域をとりまとめいただいている地区委員長さんをお願いをするという流れが2月総会の時にお願い申し上げたというふうな流れです。ちょっとその農業委員の中で、担い手さんと検討する場があったかというふうな采野委員のご質問につきましては、あったと言すべきなのか、なかったと言すべきなのかについては、たぶんその書類を見せていただいた時点で、各委員が判断しておりますのは、あって出来上がった書類、というふうなニュアンスで臨んでいただいていると思いますし、そこで改めて担い手はどうやったというふうなことについて、議論はなかなかしにくい状態にあるのではないかな。ですからそこへ行くまでの段階で、それぞれ担い手さんでも幾集落かを抱えている担い手さんたくさんおられますので、そのへんで、どの程度まで地域の中で話し合いができていけるのかなというふうなことで、例えば何かの拍子で、このA集落には3人の担い手さんがいたけど2人は行ったけど一人だけ行けなかった、で意見が反映できないんじゃないかというふうなことの事前の情報があれば、もうひとつ先の地域での話し合いの中で、やはりそういうことについて情報があれば農業委員、最適化推進委員としては「こういうふうな話も聞いているんやけどそれで大丈夫なんですか」というふうな発言等はするべきかなというふうに思いますけれども、地域で答えがでたものに対して、この担い手はどうするんやというふうなことについては、ちょっとなかなか思っても発言ができん部分でるんじゃないかなと私の認識です。なんかその辺に不備があるというふうに思われましたらね、一回このへんをどういうふうに改善した方がよりよく担い手さんの意見集約等々ができるのかということについて、今津ブロックにつきましては、その先担い手さんに参加いただいて、あれ県主催でしたんかな、何か話し合いがあったというふうなことは、私も聞いておりますので、具体的内容につきましては参加しておりませんので存じ上げませんけれども、そういった行為は各地区ごとにされているんやなあというふうな認識を私自身はさせていただいた。以上です。よろしいですか、そのへんのところで。他の地区の代表の方で、今ご質問あってお答えをさせていただいた部分もあるんですけども、他にこういうことがあったとか、何か今後の全体の進める中でご参考になるようなことがありましたらご発言いただきたいと思います。よろしいですか。それではまたこれから特に令和6年につきましては頻繁にあると思いますので、この点につきましてご配慮いただいて、また情報交換等

会長	もよろしくお願ひしたいと思ひます。 それでは、以上をもつて、日程第2「報告事項」を終わらせていただきます。
事務局	次に、日程第3 報告第5号「農地の転用事実に関する照会について」を議題といたします。事務局より説明いたします。 3ページをお開きください。報告第5号、農地の転用事実に関する照会について。登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記にかかる登記官からの照会が次のとおりあり、高島市農業委員会会長専決規程第2条第1項第5号の規定に基づきこれに回答したので、同条第2項の規定に基づき報告します。令和6年3月8日。高島市農業委員会会長。 番号1。土地の表示、地番225番4。地目、田。面積603平方メートル。現況非農地。番号2。地番578番3。地目、田。面積249平方メートル。現況非農地。番号3。地番1741番。地目、畑。面積208平方メートル、他1筆。計2筆495平方メートル。現況非農地。番号4。地番1848番。地目、田。面積581平方メートル。現況非農地。番号5。地番244番4。地目、畑。面積42平方メートル。現況非農地。番号6。地番268番。地目、畑。面積135平方メートル。現況非農地。番号7。地番1811番。地目、畑。面積13平方メートル。現況非農地。番号8。地番980番3。地目、田。面積288平方メートル、他1筆。計2筆。352平方メートル。現況非農地。番号9、地番596番。地目、畑。面積90平方メートル。現況非農地。番号10、地番728番2。地目、畑。面積119平方メートル。現況非農地。番号11。地番12番22。地目、田。面積1,094平方メートル。現況非農地。番号12、地番1782番9。地目、田。面積280平方メートル。現況非農地。計12件、4,053平方メートル。本案件は、前回総会以降に、大津地方法務局高島出張所から照会がありました番号1から番号12について、事務局で現地調査し、既に農地でない状況であったことを確認した後、非農地の旨を会長専決規程により回答しましたのでご報告いたします。なお法務局から照会があれば14日以内に回答しないと登記官の裁量により登記地目が変更となります。以上でございます。
会長	以上で説明が終わりました。本件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

会長	(質疑・意見なし) 1点申し上げますけれども、8番の案件につきましては、先ほど3条の事前説明の中でご本人ご死亡というようなことで取り下げがあったという内容でございまして、同一者でござい申し上げますけれども、性質上3条につきましてはこの総会におきまして決定をいたしますので、その時点で申請者等が存命でないといけないというふうなことになるんですけれども、登記官照会につきましては、この方の登記の申し出があったということで、法務局の方が扱っているわけでございますので、当方といたしましては、本人さんがご死亡で、今日現在ご死亡であろうとなかろうと、報告をさせていただいたということでございますので、この点につきましてはおかしいのではないかなというふうなことをお考えの方もおられると思いますけれども、ご了解をいただきたいというふうに思います。これ以降の登記簿上の動き等々につきましては、当農業委員会といたしましては関知ができるわけではございませんので、この点につきましては何か特段の動き等がございましたら、次回の総会で法務局より問い合わせ等がございましたら、次回総会でご報告させていただくことにしたいと思いますのでご了解いただきたいと思います。他、何かご意見はございませんか。 (意見なし)
会長	それではないようでございますので、以上で、日程第3「報告第5号」を終了させていただきます。
会長	続きまして、日程第4 議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当いただきました農業委員からそれぞれ報告をお願いいたします。
事務局	5ページをお開きください。高島市農委議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和6年3月8日。高島市農業委員会会長。農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定に基づく所有権の移転に関する次の許可申請について審議を求める。6ページをお開きください。 1. 所有権の移転。番号1。土地の表示、1517番1。地目、畑。面積1, 151平方メートル。地番2044番。地目、田。面積1, 502平方メートル。地番2044番1。地目、田。面積、300平方メートル。

	地番２０４４番２。地目、田。面積１，２００平方メートル。地番２０４５番２。地目、田。面積１，１５３平方メートル。計５筆５，３０６平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集１ページから５ページをご参照ください。申請地は、高齢のため耕作することが難しくなってきた譲渡人と、後継者として母の農地を所有し農業経営を行うマキノ在住の譲受人が生前贈与により所有権を移転するものです。譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
青谷委員	２番青谷です。ただ今事務局から説明のありましたとおり、生前贈与によるものでございますので、特に何も問題はないかと思います。よろしくご審議をお願いいたします。
事務局	番号２。土地の表示、地番８０７番。地目、畑。面積１８５平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集５ページから７ページをご参照ください。申請地は、遺産分割協議により所有している農地を処分したい譲渡人と、申請地の近隣に居住しこれまでから自家用野菜の畑として利用してきた今津在住の譲受人が、贈与により所有権移転するものです。 今後も申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
采野委員	５番采野です。お手元の資料集の７ページの上の写真のように、以前から今回の譲受人さんが畑として耕作されてやばった部分を今回贈与で受けるということでございます。事務局の説明のとおりでございます。特に問題はないと思います。慎重なご審議をお願いいたします。
事務局	番号３。土地の表示、地番１１０３番。地目、畑。面積５２５平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集７ページから９ページをご参照ください。申請地は、遠隔地に居住し耕作することが難しく処分したい譲渡人と、申請地にて野菜づくりを始めたい県外在住の譲受人との間で話がまとまり売買により所有権を移転するものです。申請地においてさつまいも、なす、キャベツなどを栽培する計画です。遠方からの通作となりますが、申請地を意欲的かつ効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。

采野委員	5 番采野です。今回資料集の 9 ページの上のところなんですけれども、昔はこのあたりタバコとかも栽培されていたんですけれども、現在あまり耕作されなくなっているところなんです。譲受人さんとお話させていただきまして、先ほど事務局が言われたとおり野菜を栽培して販売していくというような計画をおっしゃられておりました。特に問題がないと思います。よろしくご審議をお願いいたします。
事務局	番号 4。土地の表示、地番 5 4 0 番。地目、畑。面積 9 2 2 平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 9 ページから 1 1 ページをご参照ください。申請地は、高島市空き家紹介システムに農地付き空き家として登録していた譲渡人と、高島市で物件を探していた大津市在住の譲受人との間で話がまとまり、売買により畑 1 筆を所有権移転するものです。今後は、本格的移住に向けて、家屋の修繕・建て替えを視野に入れながら、申請地は白菜・キャベツの野菜、ブルーベリーの果樹を栽培し、家庭菜園として利用する計画です。管理機を購入しトラクターは地元区から借入する予定であり、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
中田委員	6 番中田です。この案件につきまして確認をさせていただきましたのでご報告を申し上げます。2 月の 1 7 日にこの不動産等の取り扱いをされている業者の方が訪問されまして、この案件につきまして説明をいただきました。譲渡人につきましては、市外、大津でございますけれども、お住まいでございまして、去年おとしにお母さんが死亡されて、その後あと残りの畑とか田んぼとか家屋等の処分を適時に進めておられたところでございますけれども、今回先ほど事務局より説明がありましたとおり、業者を通じまして、譲受人が家と同時に買いたいということでございました。現地の確認をさせていただきましたが、きちんと農地として耕作ができる状況で保全をされていますことも確認をさせていただきました。今この 1 1 ページの写真は少し緑になっているんですけど、私が見に行ったときにはもう少し土がしっかり出ているような状況で、トラクターの弧のあともしっかりと見えまして適正に管理がされているものというふうに判断をさせていただきました。皆様方の適切なご判断をお願いを申し上げたいと思います。
事務局	番号 5 および番号 6 の譲渡人はご夫婦で譲受人も同じであり、また農地も隣接していることから一括して説明させていただきます。

	番号５。土地の表示、地番１７１７番。地目、田。面積１，１６３平方メートル。地番１７１８番。地目、田。面積１，１３０平方メートル。地番１７１９番。地目、田。面積１，５２７平方メートル。地番１７２２番１。地目、田。面積１，００３平方メートル。計４筆４，８２３平方メートル。 番号６。土地の表示、地番１７２０番１。地目、田。面積９９６平方メートル。地番１７２１番１。地目、田。面積１，１０５平方メートル。地番２４５５番。地目、田。面積６０１平方メートル。計３筆２，７０２平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集１１ページから１５ページをご参照ください。申請地は、主たる農業者でありました父が死亡し相続人で耕作することが難しく処分したい譲渡人と、維持管理できる今津町在住の譲受人との間で話がまとまり、売買により所有権を移転するものです。譲受人は申請地の北側に隣接する農地を所有していますが、湿田であるため機械での作業が難しく保全管理地となっております。今回の申請地は土壌改良がなされており、機械を搬入することができ水稻の作付けが可能とのことです。農作業について、譲受人は耕起、田植え、稲刈りを今津の農地所有適格法人に作業委託する予定であり、譲受人は維持管理をされます。譲受人世帯における労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
前川委員	７番前川でございます。お手元の資料集１２ページの下段の方をお開き願いたいと思います。今ほどありました番号５と６というところで、この円の中に入っている部分がすべて対象の農地となっております。私につきましては２月３日に譲渡人と現地の方で確認を行いまして、特に問題ないと思います。また内容につきましては事務局の説明のとおりでございます。よろしくご審議のほどお願いします。
事務局	番号７。土地の表示、地番９１１番１。地目、田。面積８５３平方メートル。地番９１６番。地目、田。面積２８４平方メートル。計２筆１，１３７平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集１６ページから１８ページをご参照ください。申請地は、相続により取得したが住所地から遠く山間地で維持管理が難しく農地を売却したい譲渡人と、申請地に隣接する建物を所有し、精神科の作業療法として農業に取り組んでいる大津市の医療法人が、売買により所有権移転するものです。譲受法人は現在、稲作づくりができる農地を理事長の個人名義で大津に所有しており、今般

上原委員	新たに申請地においてお茶や梅の栽培を通じて精神治療に取り組みたいと のことです。管理機を5台保有しており、労働力、農作業経験から、申請 地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしてい ると考えます。以上でございます。 9番上原です。現地確認によせていただきました。譲受人さんのお名前 を見ていただきますと、■■■■■となっていたので、安曇川の■■■■■さんのお 名前をとってはるんやなと思ひまして、マキノの方でした。今説明があり ましたように、大津の堅田の方で田んぼとか、患者さんですね、心療内科 ですので患者さんのリハビリでそういうことをされているようで、今回も 朽木の本当に山奥です、山に隣接していますところで、お茶と梅作る言 うてはりましたけども、お茶はだめですよと言うてました。お茶はシカが来 るから、私もそういう経験があるんですけど、お茶の木を植えても次の日 には何もなかったのも、もうお茶はだめですよと。伝えておきますと言う 話をされていましたが。ほんまの山のところに土地を買われて、事務 局の説明がありましたように、それ以前に建物が空き家であったのを先に 取得されてまして、今回この山沿いのこの土地を治療に使われるというこ とでした。ちょっと勉強不足なんですけども、まだ現地確認行ってから勉 強もせんとですけど、医療法人なので、農業されているとおっしゃってい ましたけれども個人でされているので、この病院の名前でされてこれ通る んですかねってその方にお聞きしたら「大丈夫です。学校法人、医療法人 そして社会福祉の関係でしたか、そういうのは取得できるんですよ」と教 えてもらって帰りました。以上です。
事務局	番号8。土地の表示、地番495番。地目、田。面積694平方メート ル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集18ページから20ページを ご参照ください。申請地は、高齢に伴い経営面積の縮小を進めている譲渡 人と、居住地に近く申請地に隣接する農地において苗木栽培の農業経営を 行う朽木在住の譲受人が、売買により所有権移転するものです。譲受人世 帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的 に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えま す。以上でございます。
上原委員	9番上原です。現地確認よせていただきました。譲受人さんはここ5年 ほど前に朽木の方へ移住してこられて、そしてこの土地ですね、買われる 土地は、いつかは買ってくださいということで借りられていた土地です。

事務局	今回買われるお話になったようです。何を作ってはるかと言いますと、花粉の出ない杉苗、それを熱心にやられています。問題ないと思います。慎重なご審議お願いいたします。
事務局	番号９。土地の表示、地番１７４７番。地目、田。面積１，２７２平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集２０ページから２２ページをご参照ください。申請地は、自力では耕作や維持管理が難しくなった譲渡人と、居住地に近く父の後継者として農業を行いたい安曇川在住の譲受人が、贈与により所有権移転するものです。農機具は父が保有するものを使用し、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
地村委員	１０番地村です。ただ今の事務局の説明どおりでございます。問題ないと判断いたします。よろしくご審議お願いいたします。
事務局	番号１０。土地の表示、地番２７８７番。地目、田。面積７３３平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集２２ページから２４ページをご参照ください。申請地は、高齢のため耕作できなくなった譲渡人と、申請地近くの会社に勤務し野菜づくりを始めたい大津市在住の譲受人が、売買により所有権移転するものです。耕運機は会社の同僚から借り入れ、また以前に畑を耕作した経験もあることから、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
地村委員	１０番の地村です。ただ今の事務局の説明どおりでございます。経営面積は０ですけどもやる気を持っておられましたんでいいと思います、大丈夫やと思います。問題ないと思います。よろしくご審議お願いします。
事務局	番号１１。土地の表示、地番２７８番。地目、畑。面積２１９平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集２４ページから２６ページをご参照ください。申請地は、遠隔地に居住しており、耕作や管理が難しく居宅とともに農地を処分したい譲渡人と、高島市空き家紹介システムにより農地付き空き家の物件を探していた大津市在住の譲受人との間で話がまとまり、売買により所有権を移転するものです。譲受人は申請地におい

地村委員	て自家用野菜を栽培する計画で、管理機を1台借り入れます。3年の農作業経験があり申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
事務局	10番地村です。ただ今の事務局の説明どおりでございます。この方も経営面積0でございますけれども、やる気でいらっしゃいました。問題ないと判断しました、よろしくお願いします。
事務局	番号12。土地の表示、地番354番。地目、畑。面積214平方メートル。地番356番。地目、畑。面積297平方メートル。地番1595番。地目、畑。面積171平方メートル。計3筆682平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集26ページから30ページをご参照ください。申請地は、耕作することが難しく農地を処分したい譲渡人と、居住地に近く隣接地に畑を所有する安曇川在住の譲受人が、売買により所有権移転するものです。なお、1595番については草刈りを行い、畑として野菜作りができるよう農地を復元する旨の計画書が添付されています。トラクターを1台保有し、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
地村委員	10番地村です。ただ今の事務局の説明どおりでございます。問題ないと判断いたします。よろしくご審議お願いします。
事務局	番号13。土地の表示、地番1828番2。地目、畑。面積16平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集31ページから32ページをご参照ください。申請地は、遠隔地に居住し耕作することが難しい譲渡人と、居住地に近く先代から20年以上申請地を畑として利用してきた安曇川在住の譲受人が、売買により所有権移転するものです。耕運機を1台保有し、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
地村委員	10番地村です。ただ今の事務局の説明どおりでございます。よろしくご審議お願いします。
事務局	番号14。土地の表示、地番1920番1。地目、田。面積333平方

地村委員	メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 33 ページから 34 ページをご参照ください。申請地は遠隔地に居住しており、耕作や管理が難しく建物とともに農地を処分したい譲渡人と、家庭菜園程度の規模の耕作物件を探していた大津市在住の譲受人との間で話がまとまり、売買により所有権を移転するものです。譲受人は申請地と併せて隣接する建物を購入し物置として利用されます。管理機を 1 台購入し自家用野菜を栽培する計画で、申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。 10 番地村です。ただ今の事務局の説明とおりでございます。経営面積が 0 でございますけれども、現地見ますと草や木がちょっとわかりませんが生えておりましたんで、きちんと整備して耕作してくださいと言うておきました。よろしくご審議お願いします。
事務局	番号 15。土地の表示、地番 939 番。地目、畑。面積 66 平方メートル。地番 940 番 1。地目、畑。面積 161 平方メートル。地番 942 番地目、畑。面積 39 平方メートル。計 3 筆 266 平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 35 ページから 37 ページをご参照ください。申請地は、高齢のため耕作することが難しくなってきた譲渡人と、後継者として父の農地を所有し農業経営を行う安曇川在住の譲受人が、生前贈与により所有権を移転するものです。譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
中川委員 事務局	11 番中川です。ただ今、事務局の説明とおり生前贈与ですので、問題なきものと判断しますのでご審議よろしくお願いします。 番号 16。土地の表示、地番 636 番 3。地目、田。面積 518 平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 38 ページから 39 ページをご参照ください。申請地は、高齢のため耕作や維持管理が難しくなった譲渡人と、居住地に近く父の後継者として農業を行いたい高島在住の譲受人が、売買により所有権移転するものです。一連の農作業は地域の農業組合法人に委託し、譲受人世帯の労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。

岸田委員	13番岸田です。譲渡人また譲受人とも隣近所ということで、隣近所との売買ということでございます。現場も確認してまいりました。写真のとおりにきれいに整理されておったと思います。よろしくご審議お願いします。
事務局	番号17。土地の表示、地番73番2。地目、田。面積830平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集40ページから41ページをご参照ください。申請地は、耕作することが難しく農地を処分したい譲渡人と、実家の隣接地で父の後継者として農業を行いたい安曇川在住の譲受人が売買により所有権移転するものです。ジャガイモ、サツマイモなどイモ類を作付けし畑として利用します。当面は父が保有する耕運機を使用し、今後はトラクターを導入する予定です。譲受人世帯の労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
古田委員	16番古田卓見です。ただ今事務局より説明いただきましたとおりであります。私も現地確認しましたところ、間違いありませんでした。皆様方の慎重なご審議をお願いいたします。
事務局	番号18。土地の表示、地番86番1。地目、田。面積68平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集42ページから43ページをご参照ください。申請地は、相続により所有したが遠隔地に居住し管理することが難しい譲渡人と、居住地に近く家庭菜園として自家用野菜を栽培するのに条件の良い新旭在住の譲受人が、売買により所有権移転するものです。トラクター2台と管理機を1台保有し、野菜栽培について父に教えてもらいながら、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
古田委員	16番古田卓見です。ただ今事務局より説明いただきましたとおりであります。この土地も私も現地確認しましたところ、間違いありませんでした。皆様方の慎重なご審議をお願いいたします。
事務局	番号19。土地の表示、地番959番1。地目、田。面積123平方メートル。地番960番1。地目、田。面積1,036平方メートル。地番961番1。地目、田。面積1,270平方メートル。計3筆2,429平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集44ページから46ページをご参照ください。申請地は、農業経営を縮小したい譲渡人と、

	大津市にて経営している料亭で使う山菜や野菜を自前で調達したい譲受人が、売買により所有権移転するものです。申請地は畑として利用し、大根、ネギ、白菜やワサビ、菊菜などを作付けする計画です。耕運機を1台導入する予定であり、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
足立委員	18番足立功です。現地確認しました。特に問題ありません。事務局の説明どおりであります。よろしくお願いいたします。
事務局	番号20。土地の表示、地番540番1。地目、田。面積283平方メートル。地番541番。地目、田。面積520平方メートル。計2筆803平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集46ページから48ページをご参照ください。申請地は、農業経営を縮小したいため農地を処分したい譲渡人と、経営規模を拡大して経営コストを下げ収益性を高めたい新旭在住の譲受人が、売買により所有権移転するものです。譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
石津委員	19番石津です。詳細につきましては事務局の説明のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
会長	それでは以上で説明が終わりました。これより、議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」審議を行います。本件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらご発言ください。 (質疑・意見なし)
会長	それではご意見ないようですので、これより議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」採決を行います。最初に「所有権の移転」番号1の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号2の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は

	挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号３の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号４の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号５の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号６の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号７の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号８の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号９の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

会長	全員挙手。 次に、番号１０の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号１１の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号１２の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号１３の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号１４の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号１５の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号１６の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

会長	全員挙手。 次に、番号１７の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号１８の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号１９の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号２０の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、議案第１４号「農地法第３条の規定による許可申請」のあった「所有権の移転」番号１から番号２０の案件は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
事務局	次に、日程第５ 議案第１５号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当いただいた農業委員からそれぞれ説明をお願いいたします。 １０ページをお開きください。高島市農委議案第１５号、農地法第４条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和６年３月８日。高島市農業委員会会長。農地法第４条の規定による許可申請について。農地法第４条第１項の規定に基づく農地転用に関する次の許可申請について審議を求める。１１ページをご覧ください。 番号１。土地の表示、地番４１４９番。地目、畑。面積４５平方メートル

	ル。転用目的、物置・庭。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の４９ページから５１ページをご参照ください。 本件は、自宅の敷地と一体的に利用するため畑１筆を農地転用するものです。農地区分および申請地は、集落内で住宅等が連たんしているため第３種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えます。周辺の被害防除について、雨水排水については自然浸透とします。なお申請地は、申請人の夫が昭和５４年頃に農業委員会の許可を得ずに物置を建ててしまったこと、また庭として利用していたことについて申し訳なく、今後は農地法を遵守する旨の顛末書を添付されています。農地法の規定により審査したところ必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
足立委員	１８番足立です。資料集の５０ページ、５１ページをごらんいただくと、一部だけ畑として残っていたところの申請であります。特に問題ないと思いますので慎重なご審議をお願いいたします。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第１５号「農地法第４条の規定による許可申請」について審議を行います。本件につきまして、ご意見やご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	ご意見ないようでございますので、これより、議案第１５号「農地法第４条の規定による許可申請について」採決を行います。番号１の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、議案第１５号「農地法第４条の規定による許可申請」のあった番号１の案件は、申請のとおり許可することに決定をいたしました。
会長	次に、日程第６、議案第１６号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当いただいた農業委員からそれぞれ説明をお願いします。
事務局	１２ページをお開きください。高島市農委議案第１６号、農地法第５条

	の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和6年3月8日。高島市農業委員会会長。農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定に基づく所有権の移転にかかる農地転用に関する次の許可申請について審議を求める。13ページをご覧ください。 1. 所有権の移転。番号1。土地の表示、地番4139番。地目、田。面積976平方メートル。転用目的、農業用倉庫、農業用資材置場、作業場。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の52ページから54ページをご参照ください。本件は、譲受法人が耕作面積の拡大に伴い、トラクターや乾燥機などの農業機械および設備を格納する倉庫が必要となったことから田1筆を売買により譲受け、農地転用するものです。農地区分および申請地は農業振興地域内農用地区域でありましたが、令和5年12月5日付けで、農業用施設用地に用途を変更済みです。農用地区域内の農地の転用は原則不許可となりますが、農用地利用計画で指定された農地であれば例外的に許可できます。周辺の被害防除について、雨水排水については南側の排水路へ放流します。万一被害が生じた場合には、譲受法人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。農地法の規定により審査したところ必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は5月上旬から7月下旬の予定です。以上でございます。
地村委員	10番地村です。ただ今の事務局の説明どおりでございます。現地確認しました。問題ないと判断します。よろしくご審議お願いします。
事務局	番号2。土地の表示、地番89番1。地目、田。面積145平方メートル。転用目的、通路。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の55ページから57ページをご参照ください。本件は、譲受人が申請地の奥地にある実家への進入路として利用するため、田1筆を売買により譲り受け農地転用するものです。農地区分は、都市計画区域の用途地域、準工業地域であることから第3種農地と判断され立地基準上での許可基準を満たしていると考えます。周辺の被害防除について、雨水排水は西側の道路側溝へ放流します。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。なお申請人は、今回相続手続きの際に農地であることが判明したことから、田を転用してしまったことに申し訳なく、今後は農地法を遵守する旨の顛末書を添付されています。農地法の規定により審査したところ必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。

古田委員	16番古田卓見です。ただ今事務局より説明いただきましたとおりであります。私、現地確認しましたところ、間違いありませんでした。皆様方のご慎重なご審議をお願いいたします。
事務局	番号3。土地の表示、地番3994番1。地目、田。面積624平方メートル。地番3994番4。地目、田。面積112平方メートル。地番3995番1。地目、田。面積790平方メートル。計3筆1,526平方メートル。転用目的、駐車場。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の57ページから59ページをご参照ください。本件は、譲受法人が申請地の北側に既存の工場がありますが、今後、新たに事業規模の拡大により新工場を建設予定であることから、不足する駐車場を確保するため、田3筆を売買により譲り受け農地転用するものです。農地区分は、集落内で住宅等が連たんしていることから第3種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えます。周辺の被害防除について、雨水排水については敷地内にU字溝を設置し道路側溝へ放流します。万一被害が生じた場合には、譲受法人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。なお、申請地番の3995番1は、昭和61年頃に既に耕作をしなくなった田に土木業者が道路工事で出た残土を搬入し現在に至っていることから、田を転用してしまい申し訳なく今後は農地法を遵守する旨の顛末書を添付されています。農地法の規定により審査したところ必要書類は添付されており許可基準を満たしていると考えます。工期は4月上旬から8月上旬の予定です。以上でございます。
足立委員	18番足立功です。今事務局の説明のありましたとおりです。慎重なご審議よろしくをお願いいたします。
会長	それではこれより、議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請」について審議を行います。本件について、ご意見、ご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	それではご意見ないようですので、これより、議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」採決を行います。「所有権の移転」番号1の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

	全員挙手。
会長	次に番号２の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
	全員挙手。
会長	次に番号３の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
	全員挙手。
会長	よって、議案第１６号「農地法第５条の規定による許可申請」のあった「所有権の移転」番号１から番号３の案件については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。
会長	次の日程の議案説明のため、農業政策課職員が入室いたします。 ここで１０分間休憩をさせていただきます。（１５：００） （農業政策課職員 入室）
会長	それでは、休憩前に引き続き、ただ今から再開をさせていただきます。（１５：１０）
会長	日程第７、議案第１７号「高島市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局および農業政策課より説明をお願いします。
事務局	１４ページをお開きください。高島市農委議案第１７号。高島市農用地利用集積計画の決定について。上記の議案を提出する。令和６年３月８日、高島市農業委員会会長。高島市農用地利用集積計画の決定について。旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、次の高島市農用地利用集積計画を決定することについて審議を求める。 １、高島市農用地利用集積計画、別紙のとおり。 ２、公告予定年月日、令和６年３月１９日。 高島市農用地利用集積計画につきましては、農林水産部農業政策課より

農業政策課	説明させていただきます。 農業政策課南村と申します。私より農用地利用集積計画の決定についてご説明申し上げます。高島市農用地利用集積計画、令和6年3月19日、滋賀県高島市。続いて、農用地利用集積計画表は16ページでございます。なお、貸し手、借り手の住所、氏名の読み上げについては割愛させていただきます。1. 利用権設定について、利用権設定農用地は50筆、利用権設定面積は61,882平米でございます。内訳としまして新規21筆、面積は30,086平米、継続29筆、面積31,796平米です。利用権設定者は29名、農用地利用申出者は16名でございます。その他、利用権設定各筆明細は17ページから22ページのとおりでございます。2. 所有権移転について、所有権移転農用地は3筆、所有権移転面積は2,883平米、所有権譲渡者、売り手は2名、所有権譲受者、買い手は2名、その他所有権移転各筆明細は23ページのとおりでございます。農用地利用申出者および所有権移転譲受者18名はすべての農用地について効率的に耕作し、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているものであります。以上で農用地利用集積計画の決定についての説明とさせていただきます。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第17号「高島市農用地利用集積計画の決定について」審議を行います。それでは、まず、17ページから22ページ、利用権設定各筆明細、「貸し手から借り手」番号1から番号50の案件について審議を行います。本件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見ないようですので、これより、議案第17号「高島市農用地利用集積計画の決定について」採決を行います。17ページから22ページ、利用権設定各筆明細、「貸し手から借り手」番号1から番号50の案件について採決を行います。本件について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、利用権設定各筆明細、「貸し手から借り手」番号1から番号50

	の案件については、原案のとおり承認することに決定しました。
会長	次に２３ページ、所有権移転各筆明細、「売り手から買い手」番号１から番号３の案件について審議を行います。本件について、ご意見、ご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	それではご意見ないようですので、これより、所有権移転各筆明細「売り手から買い手」番号１から番号３の案件について採決を行います。本件について原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、所有権移転各筆明細、「売り手から買い手」番号１から番号３の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。
会長	次に 日程第８ 議案第１８号「農用地利用集積等促進計画の作成について」を議題といたします。事務局および農業政策課より説明をお願いします。
事務局	２４ページをお開きください。高島市農委議案第１８号、農用地利用集積等促進計画の作成について。上記の議案を提出する。令和６年３月８日。高島市農業委員会会長。農用地利用集積等促進計画の作成について。農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、次の農用地利用集積等促進計画について意見を求める。 １、農用地利用集積等促進計画、別紙のとおり。 ２、公告予定年月日、令和６年４月３０日。 農用地利用集積等促進計画につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます。
農業政策課	農用地利用集積等促進計画についてご説明申し上げます。農用地利用集積等促進計画、令和６年４月３０日、滋賀県。農用地利用集積等促進計画は２６ページのとおりでございます。こちらについても、貸し手、借り手の住所、氏名等の読み上げについては割愛させていただきます。１．農用地利用集積等促進計画について、権利設定農用地は６８筆、権利設定面積は

会長	115, 360 平米です。農地中間管理機構に権利の設定をする者、貸し手は31名、権利の設定を受ける者、借り手は15名、その他、農用地利用集積等促進計画は27ページから33ページのとおりでございます。以上で農用地利用集積等促進計画についての説明とさせていただきます。 以上で説明が終わりました。これより、議案第18号「農用地利用集積等促進計画の作成について」審議を行います。はじめに27ページ、農用地利用集積等促進計画、番号1および番号2の案件について審議を行います。法第31条第1項の規定により、■■■番■■■■の退席を求めます。 (■■■ 退席)
会長	それでは本件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見ないようですので、これより27ページ、農用地利用集積等促進計画、番号1および番号2の案件について採決を行います。本件について原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、27ページ、番号1および番号2の案件については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。 (■■■ 入場・着席)
会長	それでは続いて29ページ、農用地利用集積等促進計画、番号22の案件について審議を行います。法第31条第1項の規定により、■■■番■■■■ ■■■退席を求めます。 (■■■ 退席)
会長	それでは本件につきまして、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)

会長	ご意見ないようですので、これより２９ページ、農用地利用集積等促進計画、番号２２の案件について採決します。本件について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、２９ページ、番号２２の案件については原案のとおり同意することに決定をいたしました。 (入場・着席)
会長	それでは続いて２７ページから２９ページ、農用地利用集積等促進計画、番号３から番号２１の案件、および２９ページから３３ページ、農用地利用集積等促進計画、番号２３から番号６８の案件について審議を行います。本件について、ご意見、ご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見ないようですので、これより採決に入らせていただきます。２７ページから２９ページ、農用地利用集積等促進計画、番号３から番号２１の案件、および２９ページから３３ページ、農用地利用集積等促進計画、番号２３から番号６８の案件について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、２７ページから２９ページ、農用地利用集積等促進計画、番号３から番号２１の案件、および２９ページから３３ページ、農用地利用集積等促進計画、番号２３から番号６８の案件については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。
会長	次に、日程第９、議案第１９号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」を議題といたします。事務局および農業政策課より説明をお願いします。

事務局	３４ページをお開きください。高島市農委議案第１９号、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて。上記の議案を提出する。令和６年３月８日、高島市農業委員会会長。農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて。農業経営基盤強化促進法第１２条第１項の規定に基づく農業経営改善計画の認定につき、次の認定申請について意見を求める。農業経営改善計画の概要等につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます。
農業政策課	農業政策課 大辻と申します。農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについてご説明申し上げます。今回申請がありましたのは、新規案件として朽木地域で２件、新旭地域で１件です。それでは、申請内容につきまして説明させていただきます。３５ページをご覧ください。番号１の■■■■さんの農業経営改善計画の概要でございます。現状は、家族経営で４５９アールを耕作されておりますが、お父さんの経営を継承された上で、集積・集約を積極的に進めつつ、５年後には１，０００アールまで拡大する計画を立てられております。今後は、経営状況を分析してコスト管理を徹底し、ＩＣＴ技術を取り入れるなどにより労働時間の適正化を図りつつ、堆肥を地域から調達するなどの工夫により収益の向上を目指していくとされております。 続きまして３６ページをご覧ください。番号２の■■■■さんの農業経営改善計画の概要です。現状の経営面積は３４４アールであり、農地の集積や集約を進めることで３７４アールに拡大する計画を立てられております。今後は、パソコン管理による経営分析を進め、コスト管理を徹底していくとともに、環境こだわり米を中心とした作付でさらに販売先を拡大し、収益を上げるとされております。 続きまして３７ページをご覧ください。番号３の■■■■さんの農業経営改善計画の概要です。現状の経営面積は１，２００アールであり、農地の集積や集約を進めることで１，８５０アールに拡大する計画を立てられています。今後は、経営状況を十分に分析してコスト管理を徹底し所得の向上を図るとともに、朽木地域内で複数の集落にわたって耕作をされていることから、地域性に応じた品種を選定するなどリスク回避を講じた上で規模拡大を行うとされています。 以上の３件につきましては、農業政策課において慎重に聞き取りをして内容を審査しておりますこと、各関係機関からはすでに同意いただいていることを申し添えます。以上、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについての説明とさせていただきます。

会長	それでは以上で説明が終わりました。これより、議案第19号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」審議を行います。 35ページから37ページ、番号1から番号3の案件について、審議を行います。本件についてご意見ご質問はございませんか。はい、上原委員。
上原委員	9番上原です。職業とか、そういう制約はないんですか。
農業政策課	現状がお仕事をもってらっしゃって、お勤め人でいらっしゃって、兼業であっても、現状であればそこは特にだめとは言っておらず、今後将来専業農家になるという意味をお持ちであれば、その専業農家になった時の計画として、今より改善されているかというところにポイントをおいて認定を行っているところです。 今後も公務員と農業との兼業を続けていくというご説明を受けると、それはちょっと認定はできないです、ということでお断りするんですけども、今後「何年後にやめます」ということまでお聞きしてませんけれども、今後は専業農家になるつもりがあるということを意思確認をさせていただきましたので、そこで認定をしようとしているところでございます。
会長	余談でございますけれども、公務員の副業制度というのが国の制度の中でできあがったそうですので、今後各市町または県、国の方でどれぐらいそれをされるかによって、今農業政策課の方から話のあった範疇も変わってくるんじゃないかな、それはまだちょっと未知数のことですけども、将来的にはあり得るというふうにご判断、今現在はちょっと副業禁止もございまして、はい以上です。他ございませんか。 (意見なし)
会長	それではご意見尽きたようでございますので、これより、番号1から番号3の案件について採決に移らせていただきます。まず、番号1の案件について原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号2の案件について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

会長	全員挙手。 次に、番号３の案件について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。 挙手多数。
会長	よって、議案第１９号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」番号１から番号３の案件は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。
会長	以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程については、全て終了とさせていただきます。 （午後３時３０分 議事終了）

上記の会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容が真正であることを証するため、ここに署名する。

会 長 _____

議事録署名委員 19 番 _____

議事録署名委員 2 番 _____